



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	理念の統制的使用とは何か
Author(s)	市毛, 幹彦
Citation	哲学, 53, 27-42
Issue Date	2019-01-04
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/75502
Type	departmental bulletin paper
File Information	53_t3.pdf



理念の統制的使用とはなにか

市毛 幹彦

はじめに

本論の目的は、『純粹理性批判』（以下『批判』と略記する）で扱われている理念の統制的使用に注目し、この分析によって、カント哲学における理念論の意義を改めて解釈することにある。理念の統制的使用に対しては多くの議論がなされてきたが、カントの意図や方法を巡っては多様な解釈が提示されており、見解の一致をみていないのが現状である。その理由として考えられるのは、この概念が、カントの経験の理論においていかなる役割を果たしているのか容易にみきわめがたいからだと思われる。そこで本論が目指すのは、理念の統制的使用に含意されたカントの意図と方法を明らかにし、カント哲学においてこの概念がいかなる意味を有するのかを明確にすることにある。

考察は次のように進める。第一に、「超越論的弁証論」（以下「弁証論」と略記する）と「超越論的弁証論への付録」（以下「付録」と略記する）の解釈から理念と超越論的仮象の関係について考察し、理念の統制的使用とはいかなる事態を指しているのかを明確にする。第二に、多くの論者によって議論される問題、すなわち統制的に用いられる理念が超越論的原理と位置づけられることに対して一定の解釈を試みる。本論では、理念が学問の体系性にとって必要不可欠な超越論的原理であるという視点に注目する。最後に、カントの理念論が二つの方法で語られている「付録」の二つの節、すなわち「純粹理性の理念の統制的使用について」（以下「統制的使用節」と表記する）と「人間

理性の自然な弁証論の究極意図について」（以下「究極意図節」と表記する）を分断せずに一貫して読み、この二つの節はいまってカントの理念論の意図を達成しているという視点を提示する。

一 理念と超越論的仮象

カントは「弁証論」の序論と第一編で、理性の論理的機能に理念の起源をみている。⁽¹⁾この箇所⁽¹⁾の論述は、カテゴリーの形而上学的演繹と比較されることもあるが、注目すべきは、ここで理性機能の内実が明らかにされている点である。カントによると、理性とは「原理の能力」(A299/B356)として、悟性の多様な認識を最小限の原理へと還元し、悟性認識に最高の統一をもたらしと試みる能力である(vgl. A305/B361)。その際に、理性は直観や直観の対象に直接かわらず、もっぱら概念や判断に関係することによって悟性認識の統一を試みる(vgl. A306/B363)。

そもそも理性とはアプリアリな原理からの認識の能力として、一切の悟性認識を理由づけて洞察しようとする能力である。⁽²⁾理性は悟性認識に対して、常にその前提を遡及的に探究し、一切の認識を原理から理由づけて認識しようとする本性を備えている。したがって、悟性認識の統一という理性の試みはその本性に基づいたものである。こうしてカントは、理性の本性には〈制約されたものから制約するものを推論する〉という固有の原則が備わっていると語り、それを「論理的格率」とも呼んでいる(vgl. A307/B364)。

このような悟性認識の統一に際して、理性が常に自ずと産出しているものこそ理念に他ならない。カントによると、「与えられた制約されたものとしての諸制約の全体性」(A322/B379)が超越論的理性概念であり、これは「悟性の統一を可能ならば無制約的なものに至るまで継続するために、少なくとも課題として必要であり、また人間理性の本性に基づいている」(A323/B380)。このように理念は、理性の推論能力によって、はじめて発見されるのではなく、

理性は悟性認識の統一のために常に自ずと不可避免的に理念を産出する。理念は認識の統一のために理性自身が掲げる「課題」であり、理性はこれに基づいて悟性認識を普遍的制約へと導くのである。

もちろん、こうした理念はそれとして規定されることはない。理念とは「それに合致するいかなる対象も感官には与えられることができないような必然的理性概念」(A327/B383)であり、経験においては決してこれに達することができない。理性は「超越論的分析論」に依拠した可能的経験の制限を決して逸脱することはできず、これに反して理念を経験の所与とみなす超越的判断を下すとき、超越論的仮象を産み出してしまふのである。

またこれに関連すれば、「悟性のためになされる結合の主観的必然性が、物自体そのものの規定の客観的必然性とみなされる」(A297/B353)とき、理性は不可避免的に超越論的仮象に陥るとも語られている³⁾。あくまでも理性の論理的格率は、悟性認識を統一するための主観的原則にすぎず、客観の対象を規定するための形式的条件ではない。理性の原則は「客観に対していかなる法則も指令せず、客観そのものを一般に認識し規定する可能性の根拠を含んでいない」(A306/B362)。このように理性の原則は、悟性の原則とは異なり、経験の客観を規定することはできず、単に主観的妥当性を有するのみである。

さらにカントは次のようにも述べている。「制約されたものならびにその制約も、物自体そのものであるのならば、前者が与えられたとすれば、後者への背進は単に課せられているのではなく、後者は前者によって現実にすでにとも与えられて(gegeben)ゐる」(A498/B526)。理念を経験の所与とみなす超越論的仮象は、現象を表象ではなく、物自体とみなす超越論的實在論に起因している。カントの超越論的観念論では、すでに経験の可能性の条件によって「可能的経験の領野」を画定しているので、制約されたものに対して制約の背進を重ねても、無制約的なものに至ることはありえない。ここでは〈悟性の制約された認識に対して、無制約的なものをみいだす〉という原則も、客観を規定するための超越的原則にはすり替えられていない。無制約的なものは悟性認識の統一を継続するところの課題に

すぎないのである。これに対して超越論的實在論は、自らの認識能力に対する批判を欠き、経験の可能性の制限や範囲を確立していない。そこでは理念も課題ではなく、与えられた物自体とみなされざるをえなくなってしまう。超越論的實在論のもとでは、悟性認識の統一を導く主観的格率は、物自体を規定するための客観的法則にすり替えられてしまう。換言すれば、理性は「系列の全体」や「はじまりの項」に到達可能であるという仮象に陥ってしまうのである。

このようにみると、理念を規定可能と思いつく超越論的仮象は、理性能力の批判を欠いたことにその原因があると言える。理性はあくまで感性や悟性といった経験の可能性の条件ではない。この点を誤った超越論的實在論が超越論的仮象に陥るのである。

だがカントによると、超越論的仮象は「純粹理性の不可避免的自然的弁証論」(A298/B354)に基づいており、理性は可能的経験の領野を超え出ようと試みる「自然的傾向」(A642/B670)を備えている。理性は課題としての理念を経験的所与にすり替えてしまう自然的傾向を備えているのである。だからこそ、理性は理念の正当な使用を確立し、超越論的仮象に陥る可能性を最大限に排除しなければならない。まさしくこの狙いを担うものこそ理念の統制的使用という問題なのである。理性本性に基づいた超越論的仮象の発生を徹底的に暴露しながら、同時にカントが理念の正当な使用を確立しようとするのもこうした理由による。

それでは理念の正当な使用とはいかなる方法なのであろうか。カントは次のように語っている。「理念に対応すると誤って考えられた対象に理念を直接向ける」(A643/B671)のは「超絶的」(*überfliegend*) (ebd.) 使用であり、「悟性に関わる対象に関して悟性使用一般にのみ理念を向ける」(ebd.)のは「定住的」(*einheimisch*) (ebd.) 使用である。これらはそれぞれ「超越的」(*transzendent*) (ebd.)・「内在的」(*immanent*) (ebd.)とも言い換えられるが、ここからも明らかのように、理念そのものが直ちに超越論的仮象を生み出すのではない。そうではなく、可能的

経験の限界を超え、理念を超越的に使用するとき、超越論的仮象が不可避になるのである。それゆえ、理念は内在的に使用されなければならない。カントによると、理念の内在的使用とは課題としての理念に基づいて、悟性認識を「必然的な法則にしたがって連関する一つの体系」(A645/B673)に至らせることを指す。カントはこうした理念の使用を「統制的使用」(A644/B672)と呼んでいる。

理性に課せられた理念には対応する対象が一切欠けているから、カントがそう呼ぶように、これは「虚焦点 (focus imaginarius)」(ebd.)とも表現されるべきであろう。けれども、理念は単なる超越論的仮象を意味するのではなく、「悟性のあらゆる規則の方向線が一点を向けて合流するところのある種の目標」(ebd.)でもある。カントはこのように、それ自体では超越論的仮象の起因ともなる理念を、悟性認識の体系的統一をもたらし目標として位置づける。以上のように理念の正当な使用を理念の統制的使用として確立することこそ、カントの理念論の焦点なのである。

二 理念と超越論的原理

カントは統制的に用いられる理念を積極的に評価している。理性は理念を統制的に用いることによって、多様な悟性認識を統一へと高めていく。カントはこのように、統制的に使用される理念を超越論的原理と位置づけてもいる。しかしながら、理念をこのように超越論的原理と位置づけてしまうと、それは結果として理念が客観を規定するための、法則や規則を含んでいるようにも受け取ることができるから、これは「超越論的分析論」の経験の理論と著しく矛盾するのではないか、という疑問も当然生じてこよう。実際に、この超越論的原理の解釈を巡っては、多くの論者が議論の俎上に載せてきたのである。⁴ それでは理念が超越論的原理とされるとき、これはいかに解釈されるべきであろうか。

この問題の考察において手がかりとなるのは次の文章であろう。「実際に、超越論的原理が、つまりそれによってそのような一つの体系的統一が客観そのものに属するものとして、アприオリに必然的と想定されるような超越論的原理が前提されないのならば、諸規則の理性統一という論理的原理がいかにして生じうるかも理解されえない」(A650f./B678f.)。ここでは論理的原理が現にわれわれにとって成立しているのであれば、その可能性の条件として理念である超越論的原理が根底におかれなければならないとされている。したがって、この箇所の「超越論的」とは、多義的であるこの概念のうちでも、端的に「認識のアприオリな可能性の条件」という意味で用いられている。論理的原理や規則の理性統一が現にわれわれにとって成立しているのならば、その可能性の条件として超越論的原理が根底におかれなければならない。カントのこうした説明に反映されるように、超越論的原理に関わる多くの論証は、カテゴリーの超越論的演繹においてもすでにみいだされた、演繹の手続きの「不可欠性論証 (Ohne-nicht-Argument)」によってなされている。

実際に、この超越論的原理を「同質性の原理」「種別化の原理」「連続性の原理」(A658/B686)で考えたと次のようになろう。理性は「同質性の原理」に基づいて上昇的に多様性や特殊性をより高次の類へともたらし、反対に「種別化の原理」に基づいて下降的により低い種へと分割していく。さらに、「連続性の原理」によって唯一最高の類から派生した多様性や特殊性が、あたかも相互に類縁性を有しているかのように階層的な秩序を形成する。⁽⁶⁾こうした自然の見方が現にわれわれにとってそれとして成立している以上、この三つの原理は超越論的原理として前提されていなければならない。ここで「権利問題」「事実問題」という周知の概念を用いれば、カントは法則や論理的原理を「事実問題」に定位させ、そうした「事実問題」の客観的妥当性を確保するために、「権利問題」として超越論的原理が前提されなければならないと論じる。ここでの超越論的原理とは、自然の見方に予め可能性の根拠として先行していなければならない超越論的な理性概念ということになる。

そしてこの超越論的原理に関しては、次のようにも述べられていることに注意すべきであろう。「統一を探し求める理性の法則は必然的なものである。その理由は、私たちはこうした法則を欠いてはどのような理性も全く有するとはなく、この理性を欠くならば、他方互いに関連するいかなる悟性使用も手にすることもなく、さらにこのような悟性使用が欠落しているのなら、経験的真理の十分な徴表を少しもたないことになるだろう点にある」(A651/B679)。ここでは超越論的原理が前提されていないければ、悟性使用は脈略を欠いたばらばらなものに留まり、結果として経験的真理の徴表をもつことができないとされている。カントによると、悟性はカテゴリーの規定によって個別的な認識を統一することはできるが、認識を全体的に関連づける機能を備えていない(vgl. A644/B672)。したがって、超越論的法則や超越論的原理が予め前提されていないければ、各々の認識はそれ自身、相互の関連を欠いた個別的な認識にすぎなくなってしまう。それゆえ、理性は超越論的原理を前提し、悟性に一定の方向性を与え、悟性使用が場当たり的なものになってしまうのを防ぐとするのである。理性は理念を超越論的な原理に据えることで、悟性を統制し個別的な悟性使用を全体的統一へと導くのである。

このような論点は、カントの経験の理論に対する一つの重要な視点を導入することになる。というのも、秩序的な悟性使用が存在しているのは、理念という超越論的原理が予め悟性のカテゴリーの規定に方向性を与えているということが明らかになるからである。一定の理論的認識をなしうるのも、理性の理念が潜在的に個別的な悟性使用を導いているからである。こうした観点は決して看過されるべきではないであろう。換言すれば、カントの経験の理論は決して「超越論的分析論」で完結するのではないのである。

もちろん、超越論的原理に据えられる理念は、経験を直接的に構成することはできない。それは経験の対象を規定することはできず、自然がこうした原理に完全に合致するのかどうか判定することは不可能である。あくまでこの理念は「理性の思弁的関心」(A666/B694)に基づいて設定された、秩序的な悟性使用を導くための原理である。むしろ

ろ、カントが「理性の仮説的使用」(A647/B675)と呼ぶように、それは悟性認識をより高次の普遍性へと至らせるために設定された一つの仮説である。しかし同時に、この原理は悟性を統制し、秩序づけられた悟性使用を導くのであるから、カントの経験の理論においても決して軽視することはできないであろう。

それでは統制的に使用される理念は、具体的にどのようなようにして悟性認識を統一へと導くのであろうか。ここでカントが用いる概念が図式である。カントによると、理性が悟性に与える図式は、カテゴリーと直観とを媒介する図式と同じではない。それは、直接に経験の対象に関わらないから、むしろ「図式の類比物」(Analogon) (A665/B693)と呼ばれるべきである。この図式は、一切の悟性使用を超越しつつ、反面で各々の悟性使用を導くという点で、カテゴリーの使用がそこへと向けられる目標とされる。カントはこの特性を備える理性の図式を、「一つの原理における悟性認識の分割および統合の極大の理念」(eod.)と表現している。この図式に合致する対象は、そのままい出すことはできず、あくまでそれは秩序づけられた悟性使用の前提に限定される。図式の類比物という概念は、理念の客観的妥当性を制限するために使われているのである。だがこの図式が予め悟性使用に先行していなければ、認識は脈絡を欠いたばらばらなものになってしまう。それゆえ超越論的原理としての理念を図式化することは、認識の統一や体系性にとって必要不可欠なのである。

こうした認識の統一や体系性について、カントは「超越論的方法論」「純粹理性の建築術」で次のように語っている。「私は建築術を体系の技術と理解する。体系的統一は普通の認識をはじめて学にするもの、すなわち普通の認識の単なる集積を一つの体系にするものであるから、建築術とは私たちの認識一般における学問的なものについての説である」(A832/B860)。カントは学問を意図や目的を欠いた単なる知識の寄せ集めとはみなしていない。そして「人間理性はその本性からして建築術的 (architektonisch) である。すなわち、人間理性はあらゆる認識をある可能な体系に属するものとみなす」(A474/B502)と述べ、理性の本性を建築術的と規定し、こうした理性の建築術的機能に

よつてはじめて学問の体系性が可能になると強調している。理性が先行する理念や原理に基づいて認識の体系的統一を果たしていくところに学問の本質がある。こうして理念の統制的使用という問題は、カントの学問論に結実することになるのである。

三 カントの理念論の射程

カントによる以上の理念論からは、学問の体系性とは単に傍観的な態度で成立するのではないという主張を窺うことができる。カントは学問的探究を経験的根拠に基づかせるのではなく、理性の原理という超越論的な立場から基礎づけようとしている。われわれが学問と名付けているものは経験的、偶然的な意図にしたがつて描かれる「技術的な統一」(A833/B861)とは全く異なっている。理念論にはこうしたカントの意図と方法が含意されており、その意味ではこれらは学問的探究に立脚した立場から論じられている。

だがここに一つの疑問が浮上する。それは、理念の統制的使用が「弁証論」で積極的に論じられているのではなく、むしろその「付録」で控えめに語られている点である。すなわち、すでにR・P・ホルストマンの指摘するように、「付録」という枠内で提示され、その限りでは本来の批判的思考から切り離されたともいえる内容に、体系的な重みを帰すことができるのかという疑念である。実際に、カントは『プロレゴメナ』でも、「確かに重要なものとして提示したが、しかしその解決を試みはしなかった」(IV 364)と述べ、理念の統制的使用はさらに発展して考察されるべきとも示唆している。こうした点を考慮すれば、「付録」で語られている理念論をカント哲学のうちに積極的に組み込むことには一定の留保が必要であろう。けれども、「付録」で語られた理論は、単なる仮説にとどまるのかといえれば決してそうではない。この箇所の論述は極めて重要な意義を有していると解されるべきであろう。

ところで、そもそも「付録」の解釈を巡っては「付録」を構成する二つの節が、それぞれいかなる役割を担いながら「付録」全体を構成しているのかということがしばしば問題にされてきた。⁹⁾すでに多くの論者によって指摘されるように、「付録」の二つの節、すなわち「統制的使用節」と「究極意図節」では、それぞれ異なった理念が問題にされている。「統制的使用節」では、悟性統一にかかわる理念の統制的使用が扱われ、「究極意図節」では、伝統的形而上学が対象にしてきた三つの超越論的理念（心理学的理念、宇宙論的理念、神学的理念）がそのまま扱われている。つまり、「統制的使用節」では、もっぱら認識の体系的統一に関する論及が企てられており、「究極意図節」との関係も判然とはいいがたい。この点から従来は、「統制的使用節」と「究極意図節」を分断してそれぞれ別々に解釈する傾向にあった。しかし、これらの両節は分断して解釈されるべきではなく、むしろ一貫して解釈することによって、はじめてカントの理念論の射程が明らかになると思われる。¹⁰⁾

「究極意図節」では、三つの超越論的理念の超越論的演繹が企てられている。だが、すでに「弁証論」でも「これらの超越論的理念については、われわれがカテゴリーについてそれをなしたような客観的演繹は本来的に不可能である」(A336/B393)と語られていたように、¹¹⁾では超越論的理念の客観的演繹が意図されているわけではない。カントはこの演繹について次のような目的を語っている。「さて三種類の超越論的理念（心理学的、宇宙論的、神学的理念）が、それらに対応する対象にも、その対象の規定にも、直接には関係づけられないとしても、それでも理性的経験的使用のあらゆる規則が、そうした理念における対象の前提のもとで体系的統一に至り、経験認識をいつでも拡張するが、決してしかし経験認識に反することがありえない、ということが示されうるのならば、こうした理念にしたがってことを進めることは理性の必然的な格率となる」(A671/B699)。カントはこのように、三つの超越論的理念の使用が、経験的認識を常に拡張しつつ、経験認識に反することがありえないということを論証し、まさにそのことによってこの理念の使用が理性の必然的格率になることを明らかにしようとしているのである。つまり、カントは

すでに「弁証論」や「統制的使用節」で論じてきた理念の統制的使用を、三つの超越論的理念で確証しようとするのである。したがって、『批判』の理念論は、この「究極意図節」で果たされるのであり、「純粹理性の批判的な仕事の完結」(A670/B698)というカントの言葉も、この宣言と受け取られるべきであろう。

さてカントはどのようにして三つの超越論的理念の演繹を果たしているのであろうか。それはよく知られている「あたかも〜かのよう」(als ob)という有名な方法によってである。この方法には二つの意図が含意されている。

第一に、ここでは理念に基づいた体系的統一の可能性が示唆されている点であり、第二に、超越論的理念にはそれに対応する客観が決して関係づけられないということを論じる点である。換言すれば、「あたかも〜かのよう」という方法によって、超越論的理念に依拠した体系的統一が具体的に示されつつ、同時に理念を直接的に規定することは絶対に不可能であることが明らかにされているのである。したがって、「あたかも〜かのよう」という方法は理念の統制的使用そのものに他ならない。カントはこうして「弁証論」や「統制的使用節」で論じてきた理念の統制的使用を、最終的に「究極意図節」で三つの形而上学的理念に基づいて正当化しようと企てる。すなわち、カントはこの超越論的演繹によって、理念の統制的使用が、理性の必然的な格率であることを論証するとともに、理念の超越的使用の可能性を完全に打ち砕いて、理念を新たな形而上学の礎石に据えおこうとしているのである。

それでは「統制的使用節」と「究極意図節」で扱われている理念はどのような関係にあるのであろうか。これは次のように考えることができる。すなわち、理念とは、もともと可能的経験を遡及したところに想定される以上、両節で扱われている理念も同じように統制的理念である。ただし、三つの超越論的理念は一切の経験を遡及したところに想定される究極的な理念であるから、「統制的使用節」で扱われる理念よりも、はるか先に想定される理念であろう。三つの理念は一切の経験の究極的根拠として想定される超越論的理念であり、まさにこうした理念こそ形而上学的理念なのである。そして事柄に即して言えば、学問的探求に際してその都度想定される理念も、こうした究極的な理念

を目標にしているのである。カント自身が用いる例で言えば、「純粋な土」(A646/B674)、「純粋な水」(ebd.)、「純粋な空気」(ebd.)といった学問的探究を導くための理念の極限に、一切の経験を究極的にとりまとめるところの超越論的理念が想定されるのである。われわれはその都度、学問的探究のために理念を想定し、そうした理念に基づいて法則性に従った体系的認識を獲得する。そしてこうした理念のはるか先に、さらに一切の経験を究極的にとりまとめるところの形而上学的理念を想定する。

カントはこうして、三つの形而上学理念を統制的原理に据え置き、新たな形而上学を打ち立てようとする。すなわち、「統制的使用節」ですでに論じた理念の統制的使用を、「究極意図節」に適用し、学問としての形而上学を刷新しようとするのである。カントの狙いはここにある。

もちろん、こうした形而上学的理念は構成的原理に据えられてはならず、それはあくまで理性に課せられた課題である。まさに超越論的理念を構成的原理に据えることで、従来の伝統的形而上学は形而上学的誤謬に陥ってきたのである。だからこそ、カントは超越論的仮象を排除するために、究極的な形而上学的理念の超越論的演繹を試みたのである。われわれは「あたかも」かのように」という理念の統制的使用によって超越論的仮象の排除を試みると同時に、この方法によって学問の体系的認識に努めなければならない。以上の考察をふまえると、両節は全く異なった議論がなされているのではなく、学問の方法論や超越論的仮象の排除という目標のために、二つで一つの論証を構成しているのである。さまざまな学問的探究を導く理念より、はるか先に想定される形而上学的理念を、統制的原理に限定すること、カントは『批判』の主要な目標を果たしている。

さらに言えば、理念の超越論的演繹で果たされた理念の統制的使用は、われわれのカント理解に新しい局面をもたらすものである。というのも、「あたかも」かのように」という統制的使用がすでに目的論的思考を示しているように、これは単なる理論的観点に限定されない、より広い経験のとらえ方を可能にさせるからである。一般に「超越論

的分析論」におけるカントの論述は、一切の可能的経験を悟性のカテゴリーから捉えようとする思考に支えられている。しかし、理念の統制的使用はそうした経験のとらえ方とは異なり、むしろより広い視点から経験を捉えようとする方法なのである。理性は総体性や普遍性という全体的なパースペクティブから、われわれの経験を問いただそうとする。また、原理の能力としての理性は、このような全体的なパースペクティブから根本的に一切の経験のあり方を問う。理性は一つの立場に限定されない全体的な観点からわれわれの経験を問題にする。その意味で、われわれの経験を全体性というパースペクティブから捉えなおそうとする理念の統制的使用は、理論的観点とは異なった世界や経験の見方を可能にする一つの糸口にもなっている。¹³ 実際、こうした経験の見方は『実践理性批判』では道徳的観点に、『判断力批判』では目的論的観点の妥当性に結実していくことになる。一切の経験を理念によって根本的に問い直すカントの理念論は、カント哲学の理解により豊かな視点をもたらすのである。

経験を理念によって根本的に問い直す理念の統制的使用には、以上のカントの意図と方法が含まれているのである。

結語

カントは繰り返し、統制的に使用されるべき理念を構成的原理とみなしてはならないと強調している。カントが次のように述べるとき、これをみのがしてはならない。「しかし、統制的原理が誤解されて、超越的認識の構成的原理とみなされる場合には、これらの統制的原理は、確かにきらびやかではあるが、しかし、欺瞞的な仮象によって、説得 (Überredung) と空想的知識とを、しかしこれとともに永遠の矛盾と抗争を引き起こす」(A702/B730)。従来の形而上学は、理念を構成的原理に据えることで超越論的仮象に陥ってきた。理念の統制的使用が形而上学的な誤謬を排除するための装置である点は忘れられるべきではない。理性は統制的理念によって予め悟性を統制し、カテゴリー

の使用を認識の体系的統一へと導いている。この理性の建築的機能によってはじめて、学問の体系性が可能になる
のであり、その意味でカントの理念論は学問の体系性を構築する根拠にもなっている。また、理性はこのような理念
の統制的使用によって、われわれの経験を全体性や総体性という観点から眺め、単なる理論的観点とは異なった見方
をも切り開く。理念の統制的使用は、経験全般を新たに問い直すための根拠にもなっており、カント哲学の理解に新
しい視点をもたらしている。理念の統制的使用にはこのような意義が存しているのである。

註

『純粹理性批判』からの引用は、慣例に従い、第一版をA、第二版をBとし、その後に頁数を記す。主にJ. Timmermannが校訂した
哲学文庫版 (Philosophische Bibliothek Bd. 505, 1998) に依拠しているが、アカデミー版カント全集の『純粹理性批判』も適宜参照し
ている。その他のカントの著作の引用・参照は、アカデミー版カント全集から、巻数をローマ数字で、頁数をアラビア数字で示す。引
用箇所の傍点本文のゲシュペルトであり、「」は引用者の補足である。引用に際しては、『カント全集』(全二十二巻、岩波書店、
一九九九年二〇〇六年)、宇都宮芳明監訳『純粹理性批判』(上・下巻、以文社、二〇〇四年)を参照している。ただし、本論の訳文は
翻訳書のそれと異なることがある。

(1) 『プロレゴメナ』においては、次のように述べられている。「私はカテゴリーの起源を悟性のあらゆる判断の四通りの論理的機
能のうちにみだしていたので、理念の起源を理性推理の三通りの機能のうちに探究することは全く自然なことであった」(IV 330)。
また、理念の起源に関する包括的な研究に関しては、次の文献を参照のこと。Vgl. N. F. Klimmek, *Kants System der transzendenten
Ideen*, Kantstudien Ergänzungshefte Bd. 147, Berlin/New York: Walter de Gruyter, 2005, S. 1-74.

(2) カントの理性概念については、次の文献を参照のこと。檜垣良成「カントの理性概念——その二義性とVerstandとの関係
——」(『現代カント研究10 理性への問い』カント研究会編、晃洋書房、二〇〇七年所収、一三二頁)。

(3) 『プロレゴメナ』においても、「あらゆる仮象は、判断の主観的根拠が客観的とみなされることにおいて生じる」(IV 328)と語られている。

(4) Vgl. M. Caimi, Über eine wenig beachtete Deduktion der regulativen Ideen, in: *Kant-Studien* Bd. 86, Berlin/New York: Walter de Gruyter, 1995, S. 308-320; H. E. Allison, *Kant's Transcendental Idealism. An Interpretation and Defense* (revised and enlarged edition), New Haven/London: Yale University Press, 2004, pp. 431-433; R. P. Horstmann, Der Anhang zur transzendentalen Dialektik (A642/B670-A704/B732), in: *Immanuel Kant. Kritik der reinen Vernunft*, G. Mohr/M. Willaschek(Hrsg.), Berlin: Akademie Verlag, 1998, S. 529-534.

(5) 「不可欠性論証」に関しては、次の文献を参照のこと。石川文康『カント 第三の思考』、名古屋大学出版会、一九九六年、二二頁以下。同書によると、「不可欠性論証」とは、「もし条件Aがなかったならば、厳然たる事実Bはなかったであろう」というように議論する方法である。この定式を逆にすれば、「条件Aを要求する厳然たる事実Bがある。それは、条件Aが客観的に妥当することとを意味する」、それゆえ、「事実Bにとって、条件Aは不可欠である」という意味になる。

(6) 「(……)同種性なしではいかなる経験的概念も、したがって、いかなる経験も可能ではないだろうかである(weil ohne dieselbe [Gleichartigkeit] keine empirische Begriffe, mithin keine Erfahrung möglich wäre)」(A654/B682)。「『』の論理的法則もまた、種別化の超越論的法則が根底に存していなければ、意義と適用とをもたないだろう(……) (daß auch dieses logische Gesetz ohne Sinn und Anwendung sein würde, läge nicht ein transzendentales Gesetz der Spezifikation zum Grunde)」(A656/B684)。「『』の超越論的法則(自然における連続の法則)がなければ、悟性の使用は先の指令によつて、ただ誤つて導かれるだろうが(……)」(ohne welches [ein transzendentales Gesetz] der Gebrauch des Verstandes durch jene Vorschrift nur irre gelehrt werden würde)」(A660/B688)。

(7) こうした論点を指摘する文献として、次のものを参照のこと。円谷裕二『経験と存在 ——カントの超越論的哲学の帰趨——』東京大学出版会、二〇〇二年、七一―九八頁。

(8) Vgl. R. P. Horstmann, *a. a. O.*, S. 540.

- (6) Vgl. F. Rauscher, The Appendix to the Dialectic and the Canon of Pure reason: The Positive Role of Reason, in *The Cambridge Companion to Kant's Critique of Pure Reason*, edited by Paul Guyer, Cambridge: Cambridge University Press 2010, p. 291.
- (10) M・カイミは「図式」による演繹論証に注目して両節を読んでいる。Vgl. M. Caimi, *a. a. O.*, S. 317-320.
- (11) 「第一に、（心理学において）、われわれの心のあらゆる現象とはたらく、感受性を、内的経験を手引きとして、あたかもわれわれの心が単純な実体であるかのように結合しようとするのであり、（……）。われわれは第二に、（宇宙論において）、内的ならびに外的な自然現象の諸制約を、あたかも自然現象それ自体が無限であって、第一の項や最上の項がないかのように、どこにおいても完結することのない研究において探究しなければならないのであって（……）。最後にそして第三に、（神学に関して）われわれは、ともかく可能的経験の連関のうちにのみ属するであろうものを全てを、あたかもこの可能的経験は一つの絶対的ではあるが、しかしまったく依存的で、依然として感性界の内部で制約づけられた統一をなすかのように、みなさなければならず、けれどもやはり同時に、あたかもあらゆる現象の総括（感性界そのもの）がその範囲の外に、唯一の最上のそして全く自足した根拠を、すなわちいわば自立的で、根源的、創造的な理性をもっているかのように、みなさなければならぬのであって、（……）」（A672f./B700f.）。
- (12) このような理念の解釈に関しては次の文献を参照している。山根雄一郎『根源的獲得』の哲学——カント批判哲学への新視角——、東京大学出版会、二〇〇五年、一五六頁以下を参照。同書は「究極意図節」および「統制的使用節」の理念をそれぞれ「理念 α 」、「理念 β 」として整理し、それらの理念の階層性を明確にしている。
- (13) 「付録」から『判断力批判』への目的論の展開・発展に関する解釈については、次の文献を参照のこと。G. Schieman, *Totalität oder Zweckmäßigkeit? Kants Ringen mit dem Mannigfaltigen der Erfahrung im Ausgang der Vernunftkritik, Kant-Studien Bd. 82*, Berlin/New York: Walter de Gruyter, 1992, S. 294-303.

本論は平成二十二年十一月に提出した学位論文『カントにおける経験と理念』の未発表部分「理念の統制的使用とは何か」に大幅な加筆修正を加えたものである。